

指定訪問看護重要事項説明書

第 6 版

1. 事業者概要

事業所法人名	株式会社オフィスブルームーン
所在地	兵庫県宝塚市伊子志2丁目17-14
代表者氏名	芝 理仁
電話番号	0797-26-8791
ファクス番号	0797-26-8790
認可年月日/認可番号	平成 18 年 1 月 20 日/ 1400-01-072174

2. 事業所概要

事業所名	お結び訪問看護ステーション
所在地	兵庫県宝塚市伊子志2丁目17-14
電話番号	0797-26-8791
事業所番号	令和5年2月1日 2861190565
管理者名	宮谷 奈々
事業の目的	事業者の看護師等が、援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた医療処置が必要と認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。
運営方針	(1)事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 (2)訪問看護で看護師等は利用者の成長発達促進、全体的な日常生活の維持回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する。 (3)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村とその他の保健・医療・福祉・サービスの提供に努めるものとする

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

1. お結び訪問看護ステーション（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において日常生活を継続できるように療養上の目標を設定して支援する。
2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

サービス内容

バイタルサイン測定、清潔ケア（入浴介助・爪切り・陰部洗浄・洗髪）、排泄ケア（摘便など）、中心静脈栄養管理、ストマ管理、褥瘡処置、胃瘻管理、腸瘻管理、在宅酸素管理（HOT）、輸液（輸液ポンプ管理・シリンジポンプ管理）、認知症ケア、看取り、リハビリ、疼痛緩和（医療用麻薬管理・持続皮下注射管理）、内服管理、吸引、膀胱留置カテーテル管理、輸血管理、気管切開管理、人工呼吸器管理、胸腔・腹腔穿刺介助、CV挿入介助、

4. 本事業所の職員体制（令和7年3月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	0名
看護師	3名	2名
准看護師	0名	0名
理学療法士	0名	0名
作業療法士	0名	0名
言語聴覚士	0名	0名
事務員	0名	0名

5. 事務所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	営業時間 午前9時から午後17時30分まで 但し、電話等により常時24時間連絡可能

6. 営業地域

通常の地域	宝塚市、伊丹市、西宮市、尼崎市、豊中市
-------	---------------------

7. 利用者負担金

1. 利用者は、法定利用料に基づく、訪問看護料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで必要になった費用を支払うものとします。
2. 利用者負担金のお支払い方法はご利用の翌月15日前後に請求書を発行します。お支払い方につきましては口座振替をお願いします。

3. ※キャンセル料

24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要
12時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の50%を請求いたします。
12時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の100%を請求いたします。

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。）

8. サービス利用に関する留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師などに対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますのでご了承ください。
- ④ サービス実施のために必要となる備品、水道・電気・ガス・電話等の費用は利用者にご負担いただきますので、ご了承ください。看護師等が担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき個人情報や医療従事者等と共有することがありますのでご了承ください。

10. 事故発生時の対応

1. 訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

当事業所加入の保険

東京海上日動火災保険株式会社/訪問看護事業者特別約款	
対人支払い限度額(1名)	300,000千円
対人支払い限度額(1事故)	500,000千円
対物支払限度額(1事故)	10,000千円

11. 災害発生時の対応

1. 災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。
2. 災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や機関との連携、必要時の訪問を行います。

12. 秘密の保持

1. 本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
2. この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13. 人権擁護・虐待防止等の対応

本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ② 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ④ 虐待を発見した場合には、速やかに行政へ報告します。
- ⑤ 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (4) ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (5) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (6) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

14. 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 お結び訪問看護ステーション	所在地：兵庫県宝塚市伊子志2丁目17-14 電話番号：0797-26-8791 受付時間：午前9時から午後5時 （事業所の休日及び窓口開設時間以外は、携帯電話により対応を行う）
【市役所（保険者）の窓口】 宝塚市健康福祉部安心ネットワーク 推進室介護保険課	所在地：宝塚市東洋町1番1号 本庁1階 電話番号：0797-77-2136 FAX：0797-71-1355 受付時間：午前9時から午後5時30分 （土曜日・日曜日・祝日と12月29日から1月3日の年末年始は除く）
【公的団体の窓口】 介護サービス苦情相談窓口 （兵庫県国民健康保険団体連合会）	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 受付時間：午前8時45分から午後5時15分 （土曜日・日曜日・祝日と12月29日から1月3日の年末年始は除く）

15. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅支援事業書等に連絡します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日
指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

事業所	所在地	兵庫県宝塚市伊子志2丁目17-14
	法人名	株式会社オフィスブルームーン
	代表者名	代表取締役 芝 理仁
	事業所名	お結び訪問看護ステーション
	説明者	

版数	変更日	改版内容
第1版	R5.2.1	初版作成
第2版	R6.2.1	第9条(利用者の契約権)を削除。 同意書の加算の「病気の状態」を「疾病の状態」に変更。 重要事項説明書のサービス内容変更。 サービス提供可能な時間「24時間365日」を削除。 休業日に土曜日、日曜日を追加。 事故発生時の対応に当社加入の損害賠償の内容を記載。 利用者の権利擁護として、虐待の発見報告とハラスメントの項目を追加。
第3版	R6.3.25	15.緊急時の対応の方法 各関連機関の記載欄を削除。
第4版	R6.5.25	1.事業者概要の「訪問の兼ね合いで事業所不在の場合がございます」を削除。 2.事業者概要の「優先携帯」を削除。 4.本事業所の職員体制 常勤看護師を2名から4名に変更 非常勤看護師を10名から1名に変更 6.営業地域に「尼崎市、豊中市」を追加。
第5版	R6.7.1	事業所名 「訪問看護ステーション結」を「お結び訪問看護ステーション」に変更。
第6版	R6.9.1	管理者名を宮谷奈々へ変更
第7版	R6.3.1	所在地住所の変更・従業員数の変更